

防火水槽設置に関する指示書

年 月 日

様

和泉市消防長

防火水槽及び採水口の設置について、下記事項を遵守することを指示します。

記

- 1 設計図書を工事着手1か月前までに各2部提出すること。必要な書類は次のとおりとする。
 - (1) 防火水槽設計届出書（様式第4号）
 - (2) 位置図、土地利用計画図、防火水槽位置図
 - (3) 防火水槽構造図（2次製品の場合は型式認定書も添付）
 - (4) 各面配筋図（現場打ちの場合）
 - (4) 防火水槽鉄蓋図、標識図
 - (5) 採水口構造図、配管図（採水口設置時）
- 2 防火水槽上への一般車両乗入れ及び付近の駐車防止の措置を講ずること。
- 3 防火水槽設置場所等の状況により事故発生の恐れがあると認めるときは、事故防止措置を講ずること。
- 4 防火水槽の鉄蓋及び標識の規格は別紙のとおりとする。
- 5 採水口は双口型とし、口径は75mmのメスネジとする。採水口までの配管の口径は、100mm以上の鋼管を使用すること。ただし、火災の影響を受けるおそれがない部分については、水道配水用ポリエチレン管とすることができる。
- 6 各工程において、次の検査を受けること。
 - (1) 中間検査（防水施工後）
 - (2) 減水状況追跡検査（水補給完了後及び2週間後）
 - (3) 完成検査採水口設置する場合（1）採水口中間検査（水補給前）（2）採水口完成検査
※各検査の実施については、警備課（0725-41-6449）へ事前連絡すること。
- 7 防火水槽への水補給は上水道にて行い、補給完了後に警備課の確認を受けること。なお、開発地の消火栓から補給する場合は、あらかじめ上下水道部と協議すること。
- 8 防火水槽の完成検査が完了すれば、遅滞なく消防指定水利の手続きを行うこと。
- 9 指定消防水利の手続きに必要な書類は次のとおりとする。（各2部）
 - (1) 消防水利届出書（様式第10）
 - (2) 指定消防水利誓約書（様式第11号）
 - (3) 位置図、土地利用計画図、防火水槽位置図
 - (4) 防火水槽構造図（2次製品の場合は型式認定書も添付）
 - (5) 各面配筋図（現場打ちの場合）
 - (6) 防火水槽鉄蓋図、標識図
 - (7) 採水口構造図、配管図 ※採水口設置時
 - (8) 工程写真（完成写真のみ）
- 10 その他必要事項